

「新たな劇場基本計画検討業務委託」  
受託候補者特定に係る実施要領（令和2年5月改訂）

（趣旨）

第1条 「新たな劇場基本計画検討業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 業務計画書
- (4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制に関する視点
  - ア 業務遂行に必要な能力を有する人材を適正数配置しているか
  - イ 劇場又はホールの基本計画及び基本設計の実績について
- (2) 提案内容に関する視点
  - ア 業務全体の進め方及び業務説明資料5業務内容(1)基本方針の整理の業務実施計画は、目指す目標像を明確にし、具体的かつ効率的な提案がされているか
  - イ 業務説明資料5業務内容(2)まちづくり方向性及び景観デザインの業務実施計画は、検討候補地を含むエリアや施設の特性を十分に理解し、それぞれのコンセプト検討に創意工夫や効果的な提案がされているか
  - ウ 業務説明資料5業務内容(3)のホール等機能の検討の業務実施計画は、新たな劇場に求める仕様を明確にし、協力体制を含め具体的かつ実現性のある提案がされているか
  - エ 業務説明資料5業務内容(3)の配置・構造などの検討の業務実施計画は、劇場に求

められる性能等を十分に理解し、具体的かつ実現性のある提案がされているか

(3) 企業としての取組に関する視点

ア ワーク・ライフ・バランスに関する取組

イ 障害者雇用に関する取組

2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、新たな劇場基本計画検討プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務部長

副委員長 政策局共創推進室長

委員 政策局政策課担当課長、建築局企画課長、  
建築局営繕企画課長、都市整備局企画課長、  
文化観光局文化振興課施設担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けた時には、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年3月26日（木）から施行する。

附則

令和2年5月15日改訂